

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
衆議院議長 河野 洋平 様  
参議院議長 扇 千景 様

日本の天然林を救う全国連絡会議

# 国有林内の天然林を環境省に移管し保全する改革に関する請願書

## 一 請願の趣旨

林野庁は、平成10年の「抜本的改革」により、国有林野事業の管理経営の基本方針を「木材生産重視」から「公益的機能重視」へと転換すると宣言いたしました。3兆8千億円にのぼる膨大な累積債務を、国民の負担により処理するとともに、国民の期待に沿う国有林経営を行うことを宣言し、法律に明記したのでです。

しかしながら、林野庁による過去50年余にわたる全国各地おける天然林の伐採により、日本の国有天然林はすでに25パーセントも失われてしまったのです。ブナやヒバ、木曾五木を初めとする多くの日本固有の樹木は壊滅的ともいえる被害を被っています。伐採現場の自然環境は完全に破壊され、森林再生を極めて困難にしています。「択伐によって老齢過熟の木を伐り除き、森を若かえらせる」など、およそ非科学的な説明で国民を欺き、森林環境と日本列島に固有な生物相を破壊し続け、多くの希少種を絶滅に追い込んだのです。

林野庁は、平成10年の「抜本的改革」宣言後も、まったく以前と変わらず、今もなお貴重な天然林を日本各地で乱伐し続けています。

林野庁がこのまま天然林を扱つことは、日本に残存する貴重な森林生態系の消失を意味します。自然環境保全、生物多様性保全の観点からも極めて由々しき事態です。この際、国有林内の天然林は、すべて環境省に移管して保護・保全を図らねばなりません。

また本来、国有林は国民全員の共有財産であり、原生度の高い自然に触れて得るひとりの感動こそが、将来の日本に豊かな森を残す原動力になるのです。現在一部の山域で実施されているような「入山禁止・規制措置」は即刻撤廃し、誰もが登山や釣りをとおして身近に自然と親しむことができる、封印されることのない、開かれた国有林保護政策が実施されることも重ねて強く要望します。

このような趣旨に基づき左記事項について、署名及び資料を添えて請願いたします。

## 二 請願事項

- 林野庁が所管する国有林内の天然林をすべて環境省に移管していただくこと。
- 国民の共有財産、国有天然林のこれ以上の伐採を、直ちに中止していただくこと。
- 地元生活者による山菜採取等の伝統的権利を保障し、誰もが自然に触れ合つことのできる、国民に開かれた国有林保護政策を実施していただくこと。

## ◆誓願および署名呼びかけ人(五十音順)

青木淳一(横浜国立大学名誉教授)、安溪遊地(山口県立大学国際文化学部教授)、安溪貴子(山口大学講師)、五十嵐敬喜(法政大学教授)、井口博(弁護士)、土土、池澤夏樹(作家)、石弘之(北海道大学特任教授)、石川徹也(山を考えるジャーナリストの会代表、市川守弘(日本環境法律家連盟理事、弁護士)、市川利美(ナキウスギふあんくらぶ代表)、梅原猛(哲学者)、岡村健(フリー・ジャーナリスト)、奥原充幸(早池峰の自然を考える会)、加賀谷いそみ(男鹿の自然に学ぶ会)、梶谷敏夫(丹沢ブナ党代表)、加藤彰紀(大規模林道全国ネットワーク事務局長)、加藤真(京都大学大学院人間環境学研究所初代所長)、加藤幸子(芥川賞受賞作家、金井塚務(広島フィード・ミュージアム、「細貝谷の自然を守る会」代表)、吉良竜夫(滋賀県顧問、琵琶湖研究所初約り師)、高橋淳一(高山の原生林を守る会代表)、田村義彦(大台ヶ原・大峰の自然を守る会代表)、寺島一男(大規模林道問題北海道ネットワーク代表)、東瀬紘一(博士山のブナ林を守る会代表)、根深誠(登山家)、野田知佑(作家・カヌーイスト)、原戸祥次郎(森と水と土を考える会・代表)、平野虎丸(NPO法人エコシステム)、星一彰(福島県自然保護協会会長)、松田まゆみ(ナキウスギふあんくらぶ、十勝自然保護協会)、望月達也(岩手県ブナ帯調査室クマゲラ研究班)、諸橋潔(新潟県自然・環境保全連絡協議会会長)、吉川宗男(哲学者、ハワイ州立大学名誉教授)

代表世話人 河野昭一(国際自然保護連合生態系管理委員会・北東アジア担当副委員長、大規模林道全国ネットワーク代表、京都大学名誉教授)

国有天然林を、すべて林野庁より環境省へ移管することを求める署名

取扱団体名)

(

氏名	住所

署名送付先(事務局)〒967-10004 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3432 長沼勲 渡部康人 電話番号0241-62-2674 FAX0241-62-2688  
ホームページ＝http://www.geocities.co.jp/tennenin461/ メールアドレス＝inkai@cresticon.ne.jp(署名はFAX、メールでは受け付けられません)  
署名はこの用紙を使用しすべて自筆でお願します。お手数ですが、郵便などで右記事務局宛に送付してください。コピーも不可です。  
PDFをプリンターアウトして使用する場合は、B4サイズの用紙に印刷してご利用ください。